

香芝市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を変更しようとするため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和6年1月5日

香芝市長 福岡 憲宏

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
逢坂五丁目269番
逢坂七丁目178番1、178番7
狐井89番1、339番1、342番1
- 3 都市計画の案の縦覧場所
香芝市役所 都市創造部 都市計画課
- 4 縦覧期間
令和6年1月9日から令和6年1月23日（土・日・祝日は除く）
- 5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、及び連絡先を併記した文書1通を香芝市長宛とし、香芝市役所都市創造部都市計画課に令和6年1月23日までに必着するよう提出すること。